

亀山市告示第103号

亀山市地域まちづくり協議会条例（平成28年亀山市条例第5号）
第7条第2項の規定により、地域まちづくり協議会の設立に係る届
出事項の変更の届出があったので、同条第3項の規定により、次の
とおり告示する。

令和2年5月14日

亀山市長 櫻井 義之

1 変更の届出があった地域まちづくり協議会の名称

本町地区まちづくり協議会

2 変更した事項

代表者の氏名

変更前 福永 幸司

変更後 鈴木 壽一

3 変更年月日

令和2年4月19日